

令和5年宇治田原町決算特別委員会

令和5年9月22日

午前10時開議

議事日程(第4号)

- 日程第1 総括審査
- 日程第2 議案第54号 令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第55号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第56号 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第57号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第58号 令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定について
- 日程第7 議案第59号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について

1.出席委員

委員長	2番	榎木憲法	委員
副委員長	9番	上野雅央	委員
	1番	山内実貴子	委員
	3番	馬場哉	委員
	4番	森山高広	委員
	5番	山本精	委員
	6番	宇佐美まり	委員
	8番	今西利行	委員
	10番	原田周一	委員
	12番	浅田晃弘	委員

1.欠席委員 なし

- 1.宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
政	策	星	野	欽	也	君
総	務	奥	谷		明	君
担	当	垣	内	清	文	君
理	事	黒	川		剛	君
建	設	中	地	智	之	君
事	業	中	村	浩	二	君
担	当	岡	崎	一	男	君
理	事	下	岡	浩	喜	君
教	育					
次	長					
企	画					
財	政					
課	長					
福	祉					
課	長					
健	康					
対	策					
課	長					
上	下					
水	道					
課	長					
会	計	長	谷	川	み	ど
管	理	者			ど	り
兼	会	計			君	
課	長					

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	重	富	康	宏	君

開 会 午前10時00分

○委員長（榎木憲法） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

◎総括審査

○委員長（榎木憲法） 既に、決算関係6議案全て個別審査並びに現地審査を終了しておりますので、日程第1、「総括審査」に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） 異議なしと認めます。

直ちに、令和4年度決算関係の付託6議案に対する総括質疑を行います。

通告者は、挙手願います。

それでは通告順に、今西委員の質疑を許します。今西委員。

○委員（今西利行） それでは、総括質疑を行います。

2点について、質問いたします。

まず、1点目ですが、子育てしやすいまちづくりについてお伺いいたします。

「みちづくり」を通してのまちづくりについては、この間、切れ目なく取り組まれてこられました。ただ、そのため、令和4年度決算で歳出の約10%を公債費が占め、財政の硬直化を招き、その結果、教育や福祉の予算が削られたり、十分な手当ができなかつたりしてきたと思います。

もちろん、インフラ整備の必要性を否定するものではないし、計画的なインフラ整備は、将来のまちづくりにとって大切であると考えます。同時に、今、住んでいる住民の福祉や子育て支援についても大切であります。少子高齢化が進む中、国だけでなく、京都府においても、子育て支援を重要な政策として打ち出されております。

町長も「みちづくり」とともに、子育て支援を通してのまちづくりを目指しておられるし、この間、他の市町に比べて教育の施設面や様々な子育て支援に取り組まれていること、特に最近では高校生世代までの医療費の無料化に取り組まれたことは、高く評価したいと思います。ただ、それでも、この間の人口減少、とりわけ、子どもの減少は顕著であります。

そこで提案ですが、「みちづくり」同様、切れ目なく子育て支援を、これまで以上に、

さらに打ち出してはどうかと考えます。

ふるさと納税につきましては、年々寄附額が大きく増えており、令和4年度は2億円を超えました。担当課をはじめ、町の努力を評価したいと思います。また、寄附金の使い道についても、町の未来を担う子どもたちのために使うという町の方針は素晴らしいと思います。

個別審査の中で、ふるさと応援基金の使途についてお聞きしたところ、夢応援プロジェクト「未来挑戦隊チャレンジャー」として、子どもたちの未来のために多くの事業に充当されておりますが、ただ一方で、保育所運営費、小中学校校内ネットワーク運営費、共同調理場運営費などにも多く使われているとのことでした。

さきの6月の一般質問で馬場議員も指摘されましたが、保育所運営などについては、子どものためにということであっても、私も経常経費で見ていくのが基本ではないかと考えております。

子育てにはお金がかかることから、経済的負担の軽減を望む声は多くあります。令和4年度のコロナ給付金を使つての給食費の無償化については、個別審査の答弁でもありましたように、保護者の方は非常に喜ばれておりました。

そこで、ふるさと応援基金の財源を使って、個別審査でも述べましたが、学校給食費の恒久的な無償化、せめて一部補助、高校生のバス代補助の拡充など、より子育てしやすいまちづくりに取り組んではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それではお答えをさせていただきます。

ふるさと納税を通じてお寄せいただいております寄附金を保育所運営費に充当することは、次代を担う子どもたちを育むためと定めた、ふるさと応援基金の趣旨に合致する健全な使途と認識をしておるところでございます。

同時に、子どもたちの挑戦意欲を引き出し、可能性を伸ばすため、直接的な投資に本質と価値を求め、未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトの枠組みの中で多様なメニューを展開しながら、宇治田原町ならではの子育て環境の構築にも取り組んでおるところでございます。

一方で、経済的負担の軽減に関しましては、財政状況が厳しさを増す状況を見据える中で、持続可能な制度運用を模索することも、また、未来に対する責任と再三にわたって申し上げてまいりました。今後も国、また京都府の動向に沿って、補助財源の確保に努めながら、様々な角度から子育て世帯へのサポートを図ってまいりたいと考えておる

ところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 私は子育てにかかる保護者の経済的負担の軽減を通して、子どもたちの健やかな育ちに役立ててはどうかと提案をしております。

例えば、給食費無償化についてですが、食というのは子どもの成長、発達の根幹に関わる基本的な人権です。1日1食、栄養士さんが考えたバランスのとれた食事を保障しているのが学校給食で、子どもたちの健やかな育ちにとって、とても重要であると考えております。

給食費無償化は実施予定も含めて、全国で3割以上の545自治体に広がっております。全国知事会や指定都市市長会なども国の責任で、無償化への恒久的な財政支援を求めておられます。また、京都府内では伊根町、お隣の井手町、和束町、笠置町と南山城村の5自治体が無償化、また保護者負担の軽減では、1食200円を超える分については市が負担している京田辺市や、毎月の給食費に1人500円の補助を出している久御山町などがございます。

本町におきましても令和4年度において、2、3学期無償化にされました。先ほども述べましたが、ある保護者の方は、「うちは子どもが3人いるので本当に助かった、これからも続けてほしい」と言っておられました。

子どもさんを持つ保護者への経済的負担の軽減は、次代を担う子どもたちを育むことにつながると考えます。財政状況が厳しいことは分かりますが、ふるさと応援基金の一部を使って給食費の無償化、せめて一部補助からでも始められないでしょうか。

また、高校生のバス代補助については令和4年度決算では予算額に対して、約500万円ほど下回っておりましたが、このような財源も併せて使い、拡充の方向で検討していただけないでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） ただいまの今西委員の質問でございますけれども、何度も繰り返しになりますが、やはり本町の将来、やっぱり持続可能なまちづくりのために、やっぱり全て満足にできるのであれば、それはしていったらいいと思うんですけれども、やはり、財源というものがございますので、その中で、みんなが永遠に幸せに暮らせる、その中でどういうふうにあれかこれかの判断をしていかなければならない。それが私の責任であろうかというふうに思っております。

また、国においては、こども家庭庁もでき、また、「こどもまんなか社会」ということをいわれておりますので、私もしっかりと京都府、国とのパイプを通じまして、全国どこで子どもを育てても、支援はどこでも同じように受けられると、そういう社会をつくってくれと訴えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 残念ながら同じような答弁でございました。引き続き、住民の声に耳を傾けていただき、再検討していただくことを申し述べておきます。

それでは関連いたしまして、次の質問に移ります。

次に、住民の声を生かしたまちづくりについてお聞きいたします。

コロナ前はイベントの際に、臨時町長室を設け、住民の皆さんの意見を聞く場もありましたが、コロナ禍でイベント自体がなくなり、令和4年度もその機会はありませんでした。また、個別審査でお聞きしましたが、出前講座についても長く取り組んでいただいておりますが、やはりコロナの影響もあってか、令和4年度については2回のみ開催であり、以前は町長も要請に応じて参加されたとはお聞きしておりますが、令和4年度については町長が自ら出向いたことはないとのことでした。

まちづくりの主役は、主権者である住民であります。住民の声を十分に聞かずして、町政運営を進めることはあってはなりません。町長はどのような形で町民の声を聞き、それらの声をどのように町政に反映されてきたのかお聞きいたします。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） コロナ禍では、町内イベント等が中止になる中、臨時町長室など住民の皆様のご意見を伺う機会は設けることができませんでした。ただ、そういった中でも町ホームページやメールなど、直接ご意見を伺っております。

また、まちづくり出前講座に限らず、窓口や現場などの業務を私が全て対応することは物理的に不可能であることから、私の代わりとして各担当職員が親切、丁寧をモットーとして、責任を持って業務を行う中で、いただいた住民の皆様からの貴重なご意見、要望は当然ながら私に報告が入っており、財源面、また緊急性や優先順位等を考慮しつつ、可能な限り、町の施策に反映させていただいておるところでございます。

徐々に町内イベント等の開催も、コロナ禍前の状況に戻りつつあることから、私もできる限り様々な場に顔を出し、形にこだわらず、直接住民の皆様のご意見を傾聴する中で、私の施策に反映させてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 今、形にこだわらず、直接住民の想いを傾聴するとの答弁がございましたが、この間、住民団体が再三、町長に懇談や申入れをお願いしても会っていただけないこともありました。非常に残念でございます。

そこで、ひとつ提案ですが、定期的に町長自身が地域を回ってタウンミーティングや地域懇談会を開催するなど、若い職員の皆さんと一緒に住民の思いを聞く機会をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 今西委員、今日のこの場は令和4年度の審査をする場なんです。これは昨日も申し上げましたけれども、今後のことを聞くことは一般質問の場などで考えていただきたいと思います。今、要望ということを発言されましたので、答えを求めることはないのではないのでしょうか。

4年度のことについて、質疑をしていただきたいと思います。この場は4年度の総括審査の場なんです。5年度、6年度のことをお聞きする場ではないのです。そういうことは一般質問とか、他の委員会ですべきことなんです。要望として、述べられたらいかがですか。今西委員。

○委員（今西利行） 私はこういった審査で出前講座についてお聞きして、町長がどうやったかと聞いたときに、コロナ禍で、今もありましたけれども、なかなかそういうことができなかったと答弁あったので、それを踏まえて、じゃ、今後こうしたらどうですかという……

○委員長（榎木憲法） ですから、提案として出されたらどうですかと。今西委員。

○委員（今西利行） それに対して、もし答えがあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（榎木憲法） じゃ、答えを求められますか。今西委員。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（榎木憲法） よろしいですか。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 出前講座につきましては、今回、令和4年度、コロナ禍ということで、その中でも2件、要請がございました。これはやっぱり専門的な部分の講座をしてほしいということで、担当課長なりが行ったわけでございまして、私に要請があれば、私、出席させていただいたわけでございますけれども、やっぱりその辺は内容によりけりだと思います。

そういった中で、やはり、今仰っておられるような定期的にとか、やっぱりそういう

ことじゃなくて、あらゆる場に私も顔を出して、住民の皆さんに近い町長として、僕は今までも住民さんと接してきたつもりでございますんで、そういう意味で、今後もその姿勢は変えずにいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 今西委員。

○委員（今西利行） 私、先ほど、ちょっと質問とちょっと重なって質問しているんですけども、住民のしつかり、ニーズに寄り添って、いろんな、反対意見もあると思うんですよ、賛成意見もあれば、その住民の意見を十分吸い上げた上で、いろんなまちづくりについて、今後とも努力していただきたいという意味で聞かせていただきましたので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（榎木憲法） よろしいですか。今西委員。

○委員（今西利行） はい。

○委員長（榎木憲法） 次に、馬場委員の質疑を許します。馬場委員。

○委員（馬場 哉） それでは、総括質疑ということで、私のほうからは下水道事業の今後の展開と、問題の課題解決について質疑をさせていただきたいと思います。

京都府は、この間、「京都府水環境構想2022～持続可能な汚水処理に向けて～」を策定されました。流域の広域化・共同化を進めると、この計画の中ではされております。本町は木津川流域の下水道、これは多分、洛南浄化センターやと思うんですけども、編入が位置づけられた旨を、さきの3月の議会、総務建設常任委員会のほうで報告されております。改めて、宇治田原の今後の下水道、どういうふうになっていくのかということについて、認識を共有するという意味からも少し教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本町の今後の汚水処理事業の経営環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少、また施設の老朽化に伴う大量更新、電力料金の高騰など、より状況が厳しくなってくることが予想されております。

このような状況の中、国の広域化・共同化の促進や、本町における道路網の整備、城陽市域での開発構想など、本町を取り巻く地理的、社会的条件の変化によりまして、木津川流域下水道へ接続する手法を考えられるようになってまいりました。

木津川流域下水道で汚水処理を行うことができれば、広域化のスケールメリットとし

て、処理場の管理運営費を大幅に縮減できることから、令和4年11月、持続可能な汚水処理事業運営のため、本町公共下水道の木津川流域下水道への編入について、積極的な支援を京都府へ要望し、京都府水環境構想2022に流域下水道への編入方針が位置づけられたところでございます。これまで、京都府と構成市町との本町編入に向けた勉強会を開催いたしました。現在、検討部会において、合意を得られるよう作業を進めていただいておりますが、本町の編入にあたっては、これまでの構成市町が負担してきた木津川流域下水道の処理場の建設費用等を、本町も一定負担する必要があることや、また流域下水道に接続する管渠を新設する必要があること等から、慎重に検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今のお話で、木津川流域の下水道に接続する、そういうことについては、本町の将来的な汚水処理事業の運営がこういうふうになっていくということについては理解をいたしました。

今後、京都府や流域下水道構成市町との調整もあるかと思えますけれども、この事業を立て直すための選択肢は、もう接続と広域化の一択だというふうにおっしゃっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。今の町長のお話の中でも、今後、町の負担金も発生するだろうということですので、具体的な話が出てくれば、その額等々について財政シミュレーションに落とし込むなりを必ずしていただいて、しっかり情報発信もしていかなければならないというふうに思っています。

さて、この間、本町の水道事業及び下水道事業経営等の審議会において、下水道の使用料の改定について検討されているというふうに理解をしていますが、これについては今後、この事業が広域化されていくということを見越して、近隣の市町とのバランスも含めて、その使用料については見直していくということを協議されているのでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 流域下水道への接続は、まだ決まっていないことから、流域下水道への接続を見越しての使用料改定ではございません。汚水処理費を使用料で賄っていないということが、そもそも課題を解決するための検討というふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） この2日間の決算審査の中で、私は各特別会計の繰入金について、各会計の担当者から答弁をいただきました。民生費に係る3つの会計につきましては、国の指針に基づく基準外繰入れはないという報告を受けたところですが、下水道事業会計では、一昨日、約9,500万円の基準外繰入れがあるとの答弁がございました。第7次行政改革大綱の実施計画の中でもコスト試算に基づく持続可能な汚水処理事業の運営が明記をされております。また、今回の監査委員の下水道事業会計決算意見書にも収入の大部分を一般会計からの繰入金で賄っている状況の指摘、また下水道料金の適正化等によるさらなる経営の健全化に努めるように意見がありました。基準外繰入金の削減に向けての使用料の改定、これはもう待ったなしやと思うんですけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 先日の審査でもご説明申し上げましたとおり、汚水処理費は使用料で回収すべきところですが、使用料収益で回収し切れないため、一般会計補助金で補填しているのが現状でございます。一般会計補助金の削減のために、まず、この基準外繰入額を削減する必要があります。

そのためには、収益増を図る必要があることから、下水道使用料改定の検討を進めております。改定の幅につきましては、経費回収を全て使用料で賄うとするならば、使用料単価がおおむね2から3倍となることが予想されます。

このため、国が示す使用料基準であります1立方メートル当たり150円を基本に、使用者の皆様の生活への影響に配慮しつつ、改定幅と改定時期について、今、検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 経費の回収を全て使用料で賄うとなると、今、現状の使用料の2、3倍という話が、それはとてもじゃないけれども現実的やないというのも、私でも理解をいたします。

しかしながら、町の財政運営はとても厳しく、しばらくはこの状況が続くと考えられますし、令和5年度以降、財源の不足が生じて、財政調整基金の切り崩しも必要であるのではないかというふうな見通しも行政改革大綱の中でうたわれております。一般会計からの繰入金を下水道事業にしているという部分については、3年ほど前から、私、ち

よっと指摘をさせていただいたんですが、この部分はある程度削減していけば、ほかの福祉の施策にも回すことができますし、また、その財源をいろんな町の運営に回すことができると思います。そこは努力していかなければならないというふうに思っています。

この後、検討を重ねられております水道事業及び下水道事業経営等の審議会からも意見があるかと思えます。公共下水道は自立性を持って、事業を継続していくことを原則としておりますので、現在、計画中である整備計画の再検討ももちろん必要やと思えますけれども、事業の効率化を求めて、さらなる経営の健全化に努めていただきたいと思います。

その上で、下水道の使用料改定にあつては、こういうことを住民さんにお話しやなんということになると、もう絶対、お叱りを受けるのは間違いないと思うんですけども、しかしながら、それでもしっかりと住民の皆様には説明をして、理解をお願いしていかなければならないというふうに私は考えます。使用料の改定について、決意を町長のほうからお聞きしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 下水道事業は、公衆衛生の確保、生活環境の改善、浸水対策、また水質保全という目的があり、非常に公共性の高い事業であることから、一定の公費負担を前提としながらも、将来の下水道事業の在り方を考えて、下水道使用料の改定は必要と認識をしておるところでございます。

このため、昨今の物価高騰など、住民生活も視野に入れ、慎重に検討の上、議会をはじめ、住民の皆様にも丁寧な説明をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（榎木憲法） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、町長おっしゃいました住民の皆様、もちろん生活の部分もありますし、近年は光熱費の上昇であるとか、物価の上昇もございます。そんな中でこんな話をしていかなければならないというのは大変なことやと思うんですけども、持続可能な汚水処理事業の運営について、使用料の改定の議論は、私、もう待ったなしやというふうに思っています。議会の委員会、また議会の議員の皆様にも我々負託を受けて上がってきた議員でございますので、しっかりとそれぞれが考え方を持って、この議論を進めていかれるように、私はそういうふうに考えております。もちろん、町長もこの町のリーダーとして、今後の財政状況みたいなことを考えれば、ここは勇気を持って、議案を、議論を起こしていったらいかないと、先々に延ばすことでは、僕、駄目やと思ひ

ますので、ここは一つ勇気を持って、我々議員もしっかりと考えを持って対応していくべきやというふうに意見申し上げまして、この議論を終わりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 大変貴重なお考え、またご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。今後も十分、熟慮、検討してまいりますので、またご理解、またご協力賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（榎木憲法） これで総括審査を終わります。

続きまして、日程順に討論、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） 異議なしと認めます。よって日程順に討論、採決を行います。

◎議案第54号の討論、採決

○委員長（榎木憲法） 日程第2、議案第54号、「令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（榎木憲法） 挙手多数。よって議案第54号、令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものといたします。

◎議案第55号の討論、採決

○委員長（榎木憲法） 日程第3、議案第55号、「令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎木憲法） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(榎木憲法) 挙手全員。よって議案第55号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものいたします。
-

◎議案第56号の討論、採決

- 委員長(榎木憲法) 日程第4、議案第56号、「令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(榎木憲法) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(榎木憲法) 挙手多数。よって議案第56号、令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものいたします。
-

◎議案第57号の討論、採決

- 委員長(榎木憲法) 日程第5、議案第57号、「令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(榎木憲法) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(榎木憲法) 挙手全員。よって議案第57号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものいたします。
-

◎議案第58号の討論、採決

- 委員長(榎木憲法) 日程第6、議案第58号、「令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定について」討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎木憲法) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(榎木憲法) 挙手全員。よって議案第58号、令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定については、原案どおり認定すべきものといたします。

◎議案第59号の討論、採決

○委員長(榎木憲法) 日程第7、議案第59号、「令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について」の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎木憲法) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(榎木憲法) 挙手全員。よって議案第59号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定については、原案どおり認定すべきものといたします。

以上で、今回、決算特別委員会に付託された6議案の審査を全て終了いたしました。

この審査の結果につきましては、決算特別委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

9月19日から、本日まで4日間にわたり、委員各位の慎重な審査を賜り、ありがとうございました。本日をもって、決算特別委員会を閉会することにいたします。どうも苦勞さまでございました。

閉 会 午前10時35分

○委員長(榎木憲法) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、決算特別委員会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、決算特別委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。また、本委員会は9月19日から22日までの4日間にわたりまして、各

所管別の審査、また現地審査、そして、総括審査という日程のもと、慎重な審査をいただいたところでございます。こうした中、令和4年度一般会計決算をはじめ、6議案につきまして、全て原案どおり認定すべきものとしていただき、誠にありがとうございました。また、審査中におきまして各委員の皆様方から頂戴いたしましたご意見などにつきましては、今後、町政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。また、後になりましたけれども、本委員会を円滑に運営していただきました榎木委員長様、また上野副委員長様におかれましては、心から厚く感謝を申し上げます、はなはだ簡単ではございますけれども、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

4日間にわたる決算審査、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 榎 木 憲 法